

平成18年7月25日
(照 会 先)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室
室長補佐 川鍋 慎一 (内7797)
調整係長 小島 裕司 (内7799)
代表 03-5253-1111 直通 03-3595-2166

平成18年度「児童虐待防止推進月間」に おける標語の募集について

1. 趣 旨

地域の子育て機能の低下などを背景とした養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、子どもの一生涯、さらには世代を超えて深刻な影響をもたらすことが指摘されていることから、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

このため、平成16年度に児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童相談に関する体制の整備などを図ることとし、さらに、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」に基づき、児童虐待死の撲滅を目指して、児童虐待防止対策の充実強化に向けた各般にわたる取組を推進することとしています。

また、こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。この児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行うことといたします。

2. 募集内容

(1) テーマ

上記1の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関する国民一人ひとりの意識啓発に資するにふさわしい標語

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

(3) 応募方法

○電子メールの場合

- jidousoudannetwork@mhlw.go.jp までお寄せください。
- メールのお題名は「児童虐待防止推進月間に関する標語募集」としてください。
- ファイルを添付する場合は、Word（2003年版又はこれ以前のバージョン）、一太郎（バージョン2005又はこれ以前のバージョン）又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。
- 1人1作品の応募に限ります。
- 作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業（会社員、専業主婦、大学生等）について記入してください。

○郵送（はがき）の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

児童虐待防止推進月間に関する標語募集担当 宛

- 1人1作品の応募に限ります。
- 作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業（会社員、専業主婦、大学生等）について記入してください。

※ FAX、電話による応募はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) 応募上の注意

ご自身で創作した未発表の作品に限ります。

なお、応募作品は、返却いたしません。

(5) 著作権

著作権は、主催者に帰属します。

(参考) 過去の標語（平成17年度より募集）

平成17年度 気づいたら 支えて 知らせて 見守って

3. 応募締め切り

平成18年8月25日（金）必着。郵送の場合は、当日消印有効とします。

4. 選定方法

主催者による選定委員会において、1作品を最優秀作（厚生労働大臣賞）として選定します。

5. 発表

最優秀作は、平成18年9月以降に本人に通知するほか、厚生労働省HP等で発表します。

6. 表彰

平成18年11月に開催予定の「児童虐待防止推進全国フォーラム in しずおか（仮称）」（開催場所：静岡県静岡市）において、賞状を授与します。

7. 標語の活用

今回の募集により選定された標語（最優秀作）は、平成18年度児童虐待防止推進月間における全国各地で実施される広報・啓発活動等において幅広く活用します。

8. 主催者

厚生労働省

9. 事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

TEL 03-3595-2166 FAX 03-3595-2668